

# 多発する自然災害への備えは十分ですか?

このような損害が生じた場合、 事業を継続することは とても困難です。 事前の対策が必要ですね。





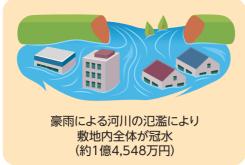
プロパティーガード

企業財産保険

休業損失日額補償特約 利益損失補償特約 営業継続費用補償特約

# 近年、従来の想定を超えた大規模な自然災害が全国各地で発生しています。







(AIG損保 支払実績 財物損害)

自然災害が発生すると、左記のような財物の損害の他に、店舗や工場の休業に伴う利益損失が発生します。

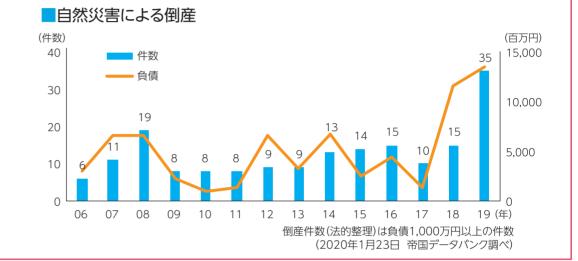
近年の気候変動の影響により、台風が大型化し、 記録的な豪雨も頻繁に発生しています。それに伴い、建物等の被害が増え、損害額も増大しています。また、修理する箇所が増えることにより、修理に要する期間も長くなっています。

# 被災エリアに多数の被害が集中し、工事業者が不足! 工事着手ができず修理完了までの期間がさらに<u>長期化!!!</u>

修理完了までに時間がかかることにより、休業に伴う利益 損失が増大します。その一方で、人件費や家賃などの固定 費は休業中でも払い続けなければならず、経営を圧迫する ことが想定されます。

自然災害に対する備えが十分でない結果、

倒産する企業が増えています。



# 国は、頻発する自然災害に対する中小企業の災害対応力を高めるとともに、円滑な事業継承を促進するため「中小企業強靭化法」を施行しました。

国は中小企業の自然災害に対する事前対策(防災・減災対策)を促進するため、「中小企業強靭化法」(正式名称:中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律)を2019年7月16日に施行しました。中小企業強靱化法において、防災・減災に取り組む中小企業がその取組を「事業継続力強化計画」としてとりまとめ、国が認定する制度を創設しました。

#### 「事業継続力強化計画」の認定制度とは?

中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けた中小企業は、税制優遇や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられます。

認定ロゴマーク



# 認定企業への支援策

- 1 日本政策金融公庫による低利融資(設備投資資金)
- 2 信用保証枠の追加
- 3 防災・減災設備への税制優遇 災害時に役立つ設備(自家発電設備、制震・免震ラック、 止水版など)を導入した場合に特別償却(20%)が可能
- 4 補助金の優遇措置
- 5 認定ロゴマークの使用
- 6 本制度と連携いただける企業・団体からの支援

※中小企業庁「事業継続力強化計画」認定のご案内より抜粋

#### 》「事業継続力強化計画」認定申請書の項目

- ① 自然災害などが発生した場合の初動対応(人命の安全確保 など)
- ② ヒト(人員)の事前対策(災害時の緊急参集要員の決定 など)
- ③ モノ(建物・設備・在庫など)の事前対策(配電盤を高所に設置 など)
- ④ カネ(資金繰り)の事前対策

この部分は保険で 補償することが可能です。

#### カネ(資金繰り)の事前対策例

- 水災や地震などの災害に対応した損害保険や共済への加入 (建物や機械設備だけでなく、製品在庫や資材などを対象とした保険・共済に加入)
- 休業時に利益補償する保険に加入
- 被災した際に融資を受けられる金融機関や行政窓口の確認



保険で何が補償できるか是非中面をご覧ください!

# AIG損保が「カネ(資金繰り)の事前対策」をサポートします!

# お支払いの対象となる事故



火災、落雷、破裂·爆発

111



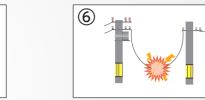
風災•雹災•雪災



物体の落下・飛来・衝突、 漏水•放水•溢水、 騒擾・集団行動・労働争議など



その他不測かつ突発的な事故



不測かつ突発的な原因による 電気、ガス、水道、電話などの 供給・中継の中断または阻害



地震·噴火·津波 (オプション)



電気的•機械的事故 (ビル付帯設備/工場内受配電設備)

ショッピングセンター 大規模の工場 HOTEL

総合病院

大規模のホテル

1事業所/

1日当たりの粗利益が

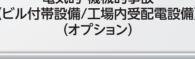
200万円を超える

お客さま、

または複数事業所を

まとめて

契約したいお客さま



# 1事業所/ 1日当たりの粗利益が 200万円以下 のお客さま

(オプション)







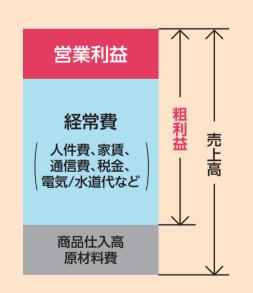




----小規模の工場

保険の対象となる店舗や事務所、作業所などが損害を受けた結果、被保険者に生じた休業損失、および休業日数を 減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用を、休業損失日額保険金としてお支払いします。

休業損失日額補償特約では、「粗利益」を補償します。



粗利益 = 売上高-(商品仕入高+原材料費) 1日当たりの粗利益の額を保険金額として設

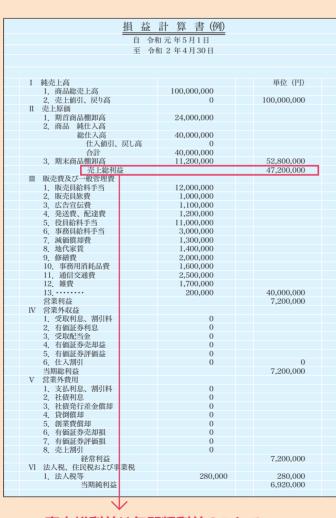
保険金額は、200万円を限度として設定しま

## 保険金額の設定

保険金額は1事業所ごとに設定 ただし、同一敷地内で異なる事業を営む場合 は事業ごとに設定します。

SHOP

SHOP 大阪



## 売上総利益は年間粗利益のことで 損益計算書から下記のように計算します。

年間粗利益 = 売上高 - (商品仕入高\*+原材料費\*) \*期首棚卸高を加え、期末棚卸高を差し引いた正味額

1日当たりの粗利益 = 年間粗利益 ÷ 年間営業日数 (保険金額) = 47,200,000円 ÷ 250日 = 189千円

# お支払いする保険金

# 休業損失日額保険金

**売上減少高**(注1) **× 休業日数**(注3) **)**(注4) **標準売上高**(注2)

#### + 休業日数短縮費用の額(注5)

(注1)「売上減少高」とは、標準売上高(注2)から復旧期間内の売上高を差し引 いた残額をいいます。

(注2)「標準売上高」とは、事故発生直前12か月のうち復旧期間に応当する期間 の売上高をいいます。

(注3)約定復旧期間を限度とします。

(注4)次の算式で求められた額を限度とします。 売上減少高×支払限度率(注6) - 復旧期間内に支出を免れた経常費

(注5)休業日数を減少させるために支出した各種追加費用の額をいい、次の算 式で求められた額を限度とします。 休業日数短縮費用の支出によって減少させることができた休業日数×

(注6) 「支払限度率」とは、直近の会計年度(1年間)の粗利益の額に10%を加算

した額の同期間内の売上高に対する割合をいいます。

※営業の一部を再開した場合など、一部休業の場合も補償します。 ※以下の事故については、復旧期間からその事故の発生した当日を差し引き

- ■風災·雹災·雪災
- ●水災(オプション特約をセットした場合)
- ●地震または噴火による火災、損壊、津波など(オプション特約をセットした
- ●不測かつ突発的な原因による電気、ガス、水道、電話などの供給・中継の

#### 損失防止費用保険金

火災、落雷、破裂・爆発の事故による損失の発生または拡大の防止 のために次の必要または有益な費用を支出した場合、損失防止費 用保険金をお支払いします。

- ●消火薬剤などの再取得費用
- ●消火活動に緊急に投入された人員·器材の費用 など

※損害を受けた保険の対象が復旧した時に補償は終了します。

## 利益損失補償特約では、「営業利益」と「経常費(固定費)」を補償します。

-7,000,000

1,033,000,000

151,350,000

# 損益計算書を参照 支出する必要のない経費

ただし、事業所ごとに売上高が把握できる 休業中は ) ÷ 売上高 場合は、事業所ごとに設定が可能です。 支出する必要のない経費

材料仕入高

当期製品製造原価

① 売上高 = 1,200,000,000円

2 営業利益 = 38,650,000円

約定補償割合 = 30%

3 経常費 = 3 + 5 + 6 − 6 − 6 = 326,150,000円

= 1,200,000千円 × 30% = 360,000千円

利益率 = (2 + 3) ÷ 1 = 30.4%

保険金額= 売上高 × 約定補償割合

II 労務費

収益減少防止費用)を利益保険金としてお支払いします。

至 令和 2 年 4 月 30 日

105,000,000 13,000,000

400,000,000

約定補償割合は利益率以下で ② 約定補償割合 ≦ 利益率 設定します。

製造経費

の合計

③ 保険金額 = 売上高 × 約定補償割合

損益計算書(例)

1 利益率 = (

II 売上原価

期首商品棚卸高

期末商品棚卸高 当期製品製造原

売上原価合計 売上高総利益

Ⅲ 販売費及び一般管理費

16. 支払報酬 17. 地代家賃 18. 保険料

● 営業利益

19. 体険料 19. 修繕維持費 20. 事勢用消耗品費 21. その他の一般管理費 22. 減価償却費 23. 雑費

保険金額は、売上高 × 約定補償割合を基準に設定します。

内訳を製造原価報告書で確認

31,000,000

1,040,000,000

2,100,000 33,000,000 10,000,000

20,000 1,600,000 1,550,000

4,200,000 1,800,000

# 複数敷地内に複数店舗がある場合 SHOP 名古屋 大阪 東京 製造原価報告書 (例)

460,000,000

## 保険金額の設定

# 保険金額は会社全体で設定

保険の対象となる店舗や工場などが損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた利益損失(喪失利益および

事故による休業中の収益減少額を考慮し、1事故の「支 払限度額」を設定します。お支払いする期間は12か月を

#### (2)約定補償期間方式

(約定補償期間に関する特約をセットします。) 事故時の復旧に要する期間を想定し、その期間を「約定 補償期間」として設定します。この期間を限度とし、収益 が回復した時までの損害をお支払いします。

# 》》 お支払いする保険金

営業利益と経常費(固定費)を包括的にお支払い対象とします。 ただし、約定補償割合を調整することによって、実質的に一部を対象 とすることも可能です。

#### •利益保険金(注1)(注2) =

× 約定補償割合 - 支出を免れた × 約定補償割合(注3)

- + 収益減少防止費用 ×
- · 自己負担額 免責時間内の利益損失の額(注4)
- (注1)保険金額が事故発生直前12か月の営業収益に約定補償割合(注3)
- (注2)約定補償期間方式の場合は約定補償期間および保険金額、支 払限度額方式の場合は、12か月および支払限度額を補償の限
- (注3)約定補償割合が実際の利益率より大きい場合は、「約定補償割合」 を「利益率」と読み替えます。
- (注4) 風災・雹災・雪災による事故や、騒擾・集団行動・労働争議等の事故 および不測かつ突発的な原因により電気、ガス、水道、電話などの 供給・中継が中断または阻害されたことによる事故については、事 故が発生した日の午前0時から24時間内に生じた利益損失の額を お支払い額から差し引きます。

# 罹災後も営業継続が必要なお客さま





# 営業継続費用補償特約

保険の対象となる店舗や作業場などが損害を受けた結果、収益減少を防止または軽減し営業を継続するために 支出した費用のうち、通常要する費用を超える部分(追加費用)を補償します。

# 》保険金額の設定

# 保険金額は1敷地内ごとに設定

ただし、同一敷地内で異なる事業を営む場合は 事業ごとに設定します。

SHOP SHOP 東京 大阪

#### 保険金額の決め方 営業継続のために必要になると思われる追加費 用を見積り、その費用の見積額を基準に1敷地内

ごとに保険金額を決めます。 300万円

#### 礼金、1ヵ月分の賃借料など 100万円 備品などの借入、購入費 50万円 50万円 通信・輸送手段の仮設費 合計 500万円

# 》》 お支払いする保険金

営業継続費用保険金 = 臨時に支出した追加費用 - 復旧期間内に支出を免れた経常費 保険金額を限度とします。ただし、「お支払いの対象となる事故」⑥の事故の場合は保険金額の10%を限度と

・仮店舗・仮工場の賃借料、移転費用、動力費、水道光熱費、通信費 など

什器備品、機械などのリース料 緊急のための増加した残業代、アルバイト・パート代 商品·製品の外注化、他社製品の購入のための費用 資材、原材料、商品などの緊急仕入れに伴う割高費用 <支出を免れた費用の例>

●罹災の結果人員整理を行った場合の減少した人件費 ●罹災によって計上されなかった減価償却費

# お支払いの対象となる事故

●:必須の補償 □:選択できる補償

事故の種類	火災、落雷、破裂・爆発	② 風災·雹災· 雪災	物体の落下・飛来・衝突、 漏水・放水・溢水、騒擾・ 集団行動・労働争議など	② 盗難	その他不測かつ突発的な事故	不測かつ突発的な原因による電気、ガス、水道、電話などの供給・中継の中断または阻害	水災	也震·噴火· 津波	<ul><li>電気的・機械的事故 (ビル付帯設備/ 工場内受配電設備)</li></ul>
休業損失日額補償特約	•	•	•	•	•	•	(オプション)	(オプション)	(オプション)
利益損失補償特約	•					•	(オプション)	(注) (オプション)	(オプション)
営業継続費用補償特約	•					•	(オプション)	(オプション)	(オプション)
(注)ご契約の引受けに際しては、弊社所定の条件があります。									

#### お客さまのご要望や業種によっておすすめの補償が異なります。

※休業損失日額補償特約と利益損失補償特約はどちらかを選択してください。営業継続費用補償特約と併せてご契約いただくことも可能です。

Case1

休業損失 日額補償特約

#### このようなお客さまにおすすめします。

料理飲食店(喫茶店、レストラン、すし店、うどん店など)、食料品製造販売業(弁当、パンなど)、食料品販売店(食肉、青果、鮮魚、米穀、酒類、茶類など)、小売店(洋服、靴、帽子、文房具、書籍、金物、家具、自転車、化粧品、医薬品など)、ホテル・旅館

など

Case2

利益損失 補償特約

#### このようなお客さまにおすすめします。

大規模飲食店、大規模小売店(ショッピングセンター、デパート、スーパーマーケット)、病院、大規模介護施設、大規模ホテル・旅館、大規模製造業、複数店舗を経営するお客さまのうち、会社全体をまとめて補償したいお客さま(小売店、飲食店、理美容室、ホテル・旅館、エステティックサロン) など

Case3

#### 営業継続費用 補償特約

#### このようなお客さまにおすすめします。

- (1)事業の社会的な性質から休業が難しいお客さま ⇒新聞社、銀行、学校、病院・診療所、介護施設 など
- (2)デイリーな物品の販売や供給を行うお客さま ⇒新聞販売店、牛乳販売店、製氷業 など
- (3)営業を中断すると他の企業に進出され顧客維持が困難になるお客さま ⇒クリーニング取次店、理美容室、エステティックサロン など
- (4)事務所および最低限の備品類を備えれば早期に事業を継続することができるお客さま ⇒弁護士、税理士、不動産鑑定士などの事務所、代理・斡旋業の事務所 など

※営業を継続するためには、事業を遂行できる代替の施設があることが前提です。

Case4

「休業損失 日額補償特約



営業継続費用 補償特約 休業するかどうかの判断を迷われるお客さま、または罹災によって当面はやむを得ず休業するが、減少分の利益を上回る費用を投じて復旧を急がねばならないと考えるお客さまは、休業損失日額補償特約+営業継続費用補償特約をおすすめします。

料理飲食店、食料品製造販売業、小売店、学校、病院・診療所、介護施設、ホテル・旅館、

など

Case5

利益損失 補償特約



営業継続費用 補償特約 休業するかどうかの判断を迷われるお客さま、または罹災によって当面はやむを得ず休業するが、減少分の利益を上回る 費用を投じて復旧を急がねばならないと考えるお客さまは、 利益損失補償特約+営業継続費用補償特約をおすすめします。

複数店舗を経営するお客さまのうち、会社全体をまとめて補償したいお客さま(小売店、飲食店、理美容室、ホテル・旅館、エステティックサロン)

など

- ●このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせいただくか、パンフレットをご確認ください。 また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- ●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

# AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

https://www.aig.co.jp/sonpo



お問い合わせ・お申し込みは